

「和歌山県食の安全・安心確保のための基本方針」 改定素案に対する御意見と県の考え方

番号	(ア)項目	(イ)意見(要旨)	(ウ)県の考え方
1	(7)環境にやさしい食品づくり	(2行目) (素案)「県で生産される食品をブランドとして維持するためには、」 (修正案)「県で生産される食品をブランドとして維持・向上させるためには、」 (理由)ブランドは、維持するだけでなく向上させていく必要があるため。	御意見のとおり修正します。
2		(3行目) (素案)「和歌山県の豊かな自然がもたらすイメージの付加することが大切であり、」 (修正案)「和歌山県の豊かな自然がもたらす付加価値が大切であり、」 (理由)「イメージ」は実態がなく、軽い印象を与えるため。	
3		(9行目) (素案)「さらに事業者や消費者に対しても食品ロスの削減や」 (修正案)「さらに生産者・事業者や消費者に対しても食品ロスの削減や」 (理由)基本方針及びp14の食品ロスの用語説明では「生産者・事業者」と記載されており、食品ロスの削減等は生産者にも求められるため。	御意見があった個所の前段落で、「県は、環境に配慮した生産活動に取り組む生産者を支援します。」と記載した上で、「さらに事業者や消費者に対しても食品ロスの削減やゴミの減量、リサイクルの実施などを通じて(以下省略)」と記載しており、この項目全体で生産者、事業者、消費者それぞれの「環境にやさしい食品づくり」について記載しています。
4		(9行目) (素案)「ゴミの減量、リサイクルの実施などを通じて」 (修正案)「ごみの減量、リサイクルの実施などを通じて」 (理由)廃棄物処理法や海岸漂着物処理推進法では「ごみ」とひらがなで表記されているため。	御意見のとおり修正します。